

基本目標 3 被害者の保護体制の充実

基本施策		現 状	アンケート調査結果	課 題
具体的施策				
1 被害者の安全の確保		県婦人相談所における一時保護の際、DVセンターにおいて、被害者及び同伴家族の緊急時における安全の確保や精神的・肉体的負担を軽減するため、県婦人相談所、警察等と連携し、入所への同行支援を行っている。 また、県婦人相談所での一時保護が困難な場合は、民間シェルターにおいて一時保護を行えるよう、民間シェルターに対して建物賃借料等の補助を行い、運営の安定と被害者支援の充実を図っている。 なお、加害者の追跡も巧妙になっており、被害者を保護する観点から、関係機関が連携して被害者の情報管理を徹底することが必要である。このため、DVセンターでは、被害者からの申出により住民基本台帳の閲覧制限等の措置のためのDV相談証明書を発行している。	○DVアンケート調査 問18 一時保護施設の利用状況 「現在、利用している」9.5% 「過去に利用したことがある」52.4% (報告書19頁／概要版5頁)	●被害者が高齢者である、同伴家族が中学生以上の男性であるなど、県婦人相談所で一時保護できないケースの対応が難しい。 ●携帯電話のGPS機能、引越し業者、郵便物の転送など、様々な要因により避難先が加害者に知れるケースがあるため、多角的な情報管理の徹底が必要である。 ●民間シェルターの安定的な運営のための支援が必要である。
(1) 緊急時における安全確保体制の整備	(2) 被害者の情報管理の徹底			
2 保護命令制度への対応		DVセンターでは、裁判所が加害者に対して被害者や子どもへの接近等を禁止する保護命令制度の内容や手続き等について、被害者に情報提供するとともに、被害者が保護命令の申し立てを希望する場合は、申立書類の記入方法等についての助言や裁判所等への同行支援を行っている。 なお、子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、学校、幼稚園、保育園等、関係機関においても適切な対応を求められることから、周知を徹底するなど各機関との連携を図っている。	○DVアンケート調査 問23 保護命令の申し立ての有無 「申し立てていない」47.6% (報告書22頁／概要版6頁) 問24 保護命令を申し立てていない理由 「保護命令の制度を知らなかったから」、「精神的に余裕がなかったから」、「効果がどれくらいあるのかわからなかったから」、「申し立てる必要がなかったから」いずれも20.0% (報告書23頁／概要版6頁) 問26 配偶者(交際相手)から追跡された経験の有無 『追跡された経験がある』41.3% (報告書25頁／概要版7頁)	●加害者の追跡が巧妙化する中、学校や保育園などにおいても制度の十分な理解が不可欠であり、DVセンターと各機関のより円滑な連携を図る必要がある。
(1) 保護命令申立てに係る支援(裁判所提出書面作成、同行支援)	(2) 学校、幼稚園、保育園等への制度の周知徹底			

(※DVアンケート調査の回答者は全て女性。)